

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） _____ 伊勢崎賢治



学位申請者 山下秀一

論 文 名 国際的な安全保障体制下で起きる時系列的分業のメカニズムについて
～なぜアフリカの平和活動は国連の介入を要請するのか～

< 審査結果 >

審査委員会は、主査に伊勢崎賢治（平和構築）、副査として松隈潤（国際法）、藤重博美（国際平和維持活動）、井上実佳（アフリカ地域機構の平和活動）、篠田英朗（平和構築）の5名によって構成され、それぞれ専門の見地から論文を精査し、内容を詳細に検討した上で2020年7月13日に公開の最終審査を行った。その後、論文および最終試験の内容について協議を行った結果、本論文は、本学大学院が学位授与のために定めた基準を十分に満たしているだけでなく、優れた高い学術性を有していることが確認され、よって審査委員会は全員一致で、山下秀一氏に博士（学術）の学位を授与することが適当であると判断した。

論文および審査の概要は以下の通りである。

< 論文概要 >

本論文は、アフリカ連合（AU）が行う平和活動が、国際連合（国連）の介入を要請し、時系列的な分業が起きるメカニズムについて考察したものである。AUが地域内で独自に取り組む紛争への対応が、のちに国連によって引き継がれ、それがサハラ砂漠以南で行われる紛争処理に関する活動の特徴になっている。その背景には、財政問題と、外部資源獲得のために平和活動を政治問題化している現象がある。引き継ぎの原因に財政上の問題があることは、既に先行研究によって明らかである。だが80年代後半から90年代にはアフリカの地域機構が組織内の兵員・資財によって域内紛争に介入した事例がみられることや高い経済成長率を示す加盟国もあることから、財政問題だけを取り上げて引き継ぎの原因とするのも不十分である。そこで本論文は、アフリカ諸国の国家のあり方が平和活動の分業化に大きな影響を与えていることを分析し、国連とAUを中心とする関係アクターの組織的性質や、AUから国連に引き継がれた平和活動の比較検討を通して、「平和活動の政

治化」と呼ぶべき引継ぎの原因となっている現象を明らかにすることを試みた。

本論文がテーマとする国際平和活動における AU と国連との連携・協力をめぐる「take over（引き継ぐ）」は、平和活動の種々多様な領域における業務の引き継ぎを意味しているが、あらかじめ定められたものではない。アフリカにおける平和活動は常に移り変わる不確実な環境の中で実施されるため、「引き継ぎ」は多様な形態をとり、複雑な要因によって決定されていく。本論文は、それらの形態を、トランスファー型、ジョイント型、パラレル型というように分業として形態として分けるなどの先行研究の整理も行った。

本論文は、序論、結論と、以下の 7 つの章からなっている。

まず序論は、本論文が中心的課題として取り組む問題の設定および説明が行っている。そして分析のための用語や方法論的枠組みの説明を示している。

第 1 章は、国連 PKO の歴史的展開と現状を示している。国連 PKO の沿革を整理し、特に冷戦終焉以降の時代の国連 PKO の変質を説明している。特筆されるのは、国連 PKO が活動内容を積極化させるにつれて、地域機構との連携も深めてきていることである。この章は、その流れにおいて、国連 PKO がアフリカにおいて特に活発に展開していることを示している。

第 2 章は、AU に焦点をあてて、地域機構の安全保障政策遂行のための法的枠組みを詳述している。まず国際法における地域機構の位置づけや、加盟国の主権と義務などについて整理を行い、さらには地域機構による武力行使の問題などについても説明を試みている。そこで、NATO などの欧州を基盤とする地域機構と、AU や西アフリカ経済共同体 (ECOWAS) などのアフリカの地域機構・準地域機構が特筆されている。この章が最も力を入れて説明するのは、AU の平和・安全保障政策のための仕組みである。その文脈で AU の「平和・安全保障アーキテクチャー」や保護する責任論の位置づけを示す 2004 年「エズルウィニ合意」などが特筆される。

「平和活動における分業の黎明期」と題された第 3 章は、国連と地域機構との間の協力関係が、国際平和活動における分業の発展へとつながってきていることを説明する章である。協力が進展してきているのは、主にアフリカにおいてである。そこでこの章は、アフリカの地域機構・準地域機構が非常に活発に平和活動を行ってきたことを体系的に示していく。1990 年代のリベリアやシエラレオネの事例を詳しく紹介し、国際平和活動の引き継ぎがどのように生まれてきたのかを明らかにしている。さらにこの章は、アフリカの国家のあり方と家産制国家の特徴を論じる節を設けて、アフリカで始まった国際平和活動の分業という新しい流れが、アフリカ特有の政治的事情と深く結びついていることを論じている。

本論文では、第 1 章から第 3 章までが第 1 部として扱われており、第 4 章以降は第 2 部

として扱われる。第2部では、「なぜ平和活動は連携を必要とするのか」というより具体的な問いが設定され、三つの典型的な事例が紹介され、それらをふまえた総合的な分析がなされる。

第4章は、最初の事例としてブルンジの国際平和活動の引き継ぎの経緯を紹介している。南アフリカが主導する形で進められた和平調停は、まず2003年にAUブルンジ・ミッション（AMIB）の設立をもたらし、2004年には国連ブルンジ活動（ONUB）の設立へとつながっていった。このブルンジの事例は、アフリカの地域機構と国連との連携を通じて、21世紀初めに観察された重要な引き継ぎの事例であることが第4章で説明されている。

第5章は、スーダンのダルフルをめぐって発生した国際平和活動の引き継ぎの事例に焦点をあてている。ここでまず重要な役割を果たしたのは政府間開発機構（IGAD）と呼ばれる東アフリカの準地域機構であった。それが2004年のAUスーダン・ミッション（AMIS）の派遣につながった。さらにはハイブリッド・ミッションと位置付けられた国連とAUの合同ミッションであるダルフル国連・AU合同ミッション（UNAMID）が2007年に設立された。この第5章では、ハイブリッド・ミッションという性格を持つ平和維持ミッションは、国連とAUの連携が簡単ではない現実を示すものでもあったが、同時に国際平和活動の引き継ぎの歴史の中で特別な位置づけを持つ事例でもあったことが説明されている。

第6章は、マリに焦点をあてた章である。マリでは、2010年代になってから、北部地域の治安情勢が悪化し、様々な勢力が乱立する紛争状態が生まれた。このマリにおける紛争への対応では、西アフリカの準地域機構であるECOWASが主導的な役割を果たした。それに呼応してAUも動いて、2012年にアフリカ主導国際マリ支援ミッション（AFISMA）が設立された。そしてAFISMAを引き継ぐものとして、2013年に国連マリ多面的統合安定化ミッション（MINUSMA）の設立が果たされた。マリは、現在まで続くテロリスト勢力と周辺国との軍事対立が続いている中、国連の大規模ミッションが展開している状況にあり、国際平和活動の位置づけが非常に複雑になっている国でもある。第6章は、こうした政策含意を持つマリにおいても重要な国際平和活動の引き継ぎが行われていたことを説明している。

第7章は、国際的な安全保障環境の観点からアフリカの国家のあり方を見つめなおし、両者がどのような関係にあるのかを、あらためて問い直す章となっている。第6章までの議論を見渡したうえで、この章はあらためて、なぜ引き継ぎが起こるのか、という問いに対する答えを整理する。そこで提示されるのは、AUの財政事情とあわせて、強制執行的な性質が強い平和活動を行うにあたって国連の関与を求めるといった政治事情である。また国際社会の側にも、地域機構からの引き継ぎの形態を通じて人的・財政的負担を軽減させるリスクヘッジの考え方が働くことや、テロとの戦いなどで必要になる役割をAUにも求めることなどの引き継ぎを容認する原因があることが指摘される。

結論は、本論文全体の議論を整理し直している。本論文が達成したことと、達成できなかったことをあらためて示したうえで、国際平和活動の引き継ぎという現象の今後の見通しと、それに関する留意点を示唆している。

< 審査概要および評価 >

本論文で評価すべき点は、現在進行形の焦眉の政策課題に対して、アフリカの政治情勢や地域的な安全保障体制及び国連平和維持活動の歴史的転回をふまえ、また既存の学術的研究の議論をふまえた検討を行い、大局的な視野から首尾一貫した説明を施していることである。現実根差した問題提起の妥当性と、一貫性のある分析姿勢によって、政策分野と学術分野を架橋する役割も果たしている論文となっている。

本論文は、いくつかの先行研究によって論じられてきた国連と地域機構・準地域機構の国際平和活動をめぐる協力関係について、特に引き継ぎのパターンに着目し、その発生メカニズムを明らかにするという視点で整理し直した。まだ必ずしも豊富とは言えない関連分野の先行研究においては、十分に扱いきれていない問題を正面から論じ切ったことに、学術的な価値があると認められる。関係する具体的な事例を、体系的な視点の中でしっかりと体系的に位置づけたことも評価に値する。

国連 PKO の研究とアフリカ地域研究を接合することによって、アフリカにおいてのみ発生している国際平和活動のパターンの原因を分析していこうとする手法には合理性があり、一つの独自の意欲的な試みとしての価値も有している。

問題点としてあげられるのは、国際平和活動の面と、アフリカ地域研究の面の双方に、物足りなさが残ったことであろうか。引き継ぎに焦点をあてたことによって、国連と地域機構・準地域機構の多様な強力な形態を総合的に論じ切り、重要であると思われる主要な事例に十分に目配りをし、国際法上の位置づけについて踏み込んだ議論を行うところまでは到達することができなかった。またアフリカ地域研究の成果の取り込みは、本論文の枠組みからすればやむを得ないことではあったが、地域研究の成果を包括的かつ十二分に吸収したうえで議論を組み立てたことまでは言えない程度にとどまった。

さらに審査員からは、アフリカという問題提起の中で AU を中心に扱いすぎていることに問題はないか、AU の歴史的背景の説明に物足りなさがいないか、国際社会という概念の使用にもう少し精緻さがあつた方が良かったのではないか、ヨーロッパの地域機構との比較にもう少し丁寧さがあつた方が良かったのではないか、先行研究との関係における本論文の位置づけにはもっと紙幅をあてるくらいでもよかったのではないか、などといった指摘もなされた。

なお審査委員からは、一部に誤字・脱字があつたこと、冗長な文章や段落が散見されたこと、論旨を明確にするためにもう少し構成上の工夫をすることもありえたこと、図表の

出典の記載によりいっそうの丁寧さが望ましかったと思われる箇所があったこと、丁寧にさらに広範に注記を付していてもよかったと思われる箇所も見られたことなど、表記的な問題点も指摘された。

ただし公開で行われた最終試験において、審査委員から提起された問題点等に対しては、山下氏から真摯で的確に応答がなされた。論文には限界や問題点があることは本人も了解しているが、達成したことについては審査員も納得をした。そのため、審査委員会は最終的に審議した結果、本論文は博士（学術）の学位を与えるにふさわしい学術的成果であると判断した。